

落合第三小学校いじめ防止基本方針

新宿区立落合第三小学校は、いじめ防止対策推進法及び文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針、新宿区いじめ防止等のための基本方針に基づき、「落合第三小学校いじめ防止基本方針」を定めます。

1 基本理念

「いじめの定義」 いじめ防止対策推進法 総則より一部抜粋

児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

2 組織「いじめ対策委員会」

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、当該学年主任、当該クラス担任、養護教諭、
スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター

※本委員会は、いじめの未然防止及び、児童間の関係改善を第一として考え、事実確認や関係の児童又はその保護者に対する支援及び指導・助言を行うものである。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは、所轄警察署との連携をとる場合もあるが、決していじめの責任を認定したり、裁定したりするようなものではない。

3 未然防止のための取り組み

◎人権教育、道徳教育、体験活動の充実

- ➡・道徳の時間や全教育活動を通じての道徳教育
- ➡・障害者スポーツ体験
- ➡・地域人材や教材を活用しての体験活動の実施
- ➡・全校朝会における校長講話

◎児童による主体的な取り組みの支援

- ➡・異学年のペア学年交流による集団活動、代表委員会による自治活動
- ➡・委員会活動やクラブ活動による自主的・自律的活動

◎保護者・地域との連携

- ➡・地域協働学校、学校運営協議会での情報交換
- ➡・併設幼稚園との交流活動、地域高齢者との昔遊び体験

◎情報モラル教育、セーフティ教室の充実

- ➡・専門企業による教員研修及び第5学年対象に出前授業の実施
- ➡・家庭への啓発資料提供

◎教職員の意識

- ▶ いじめに関する研修会の実施、いじめの理解
- ・年度初めの引継ぎ、生活指導全体会等での児童理解、共通認識
- ・生活指導部会での情報交換 ・いじめ再発防止に向けた、いじめ対策の取組みの点検と改善
- ・年間4回の服務事故防止研修

4 早期発見のための取り組み

1. 学期一回の実態把握のための児童アンケートの実施（6月、11月、2月ふれあい月間）
→いじめ実態聞き取りシートへの記入とファイリング
2. hyper-QUによる児童の実態把握(4～6年生) 年2回
3. 生活指導部会、学年会、校内委員会による情報の共有
 - ◎生活指導部会内で現状について確認 ※状況に応じて当該児童の担任も参加する。
 - ◎週一回の学年会でいじめ問題、不登校児童の現状を確認
 - 学年会や部会で確認されたことは、必ず生活指導主任、管理職へ報告し、共通理解を図る。
 - ◎相談室の設置
 - スクールカウンセラーによる面接相談及び電話相談の窓口により、児童及び保護者からの相談を受けるとともに、関係機関との調整を図る。

〈初期サインを見のがさないために〉

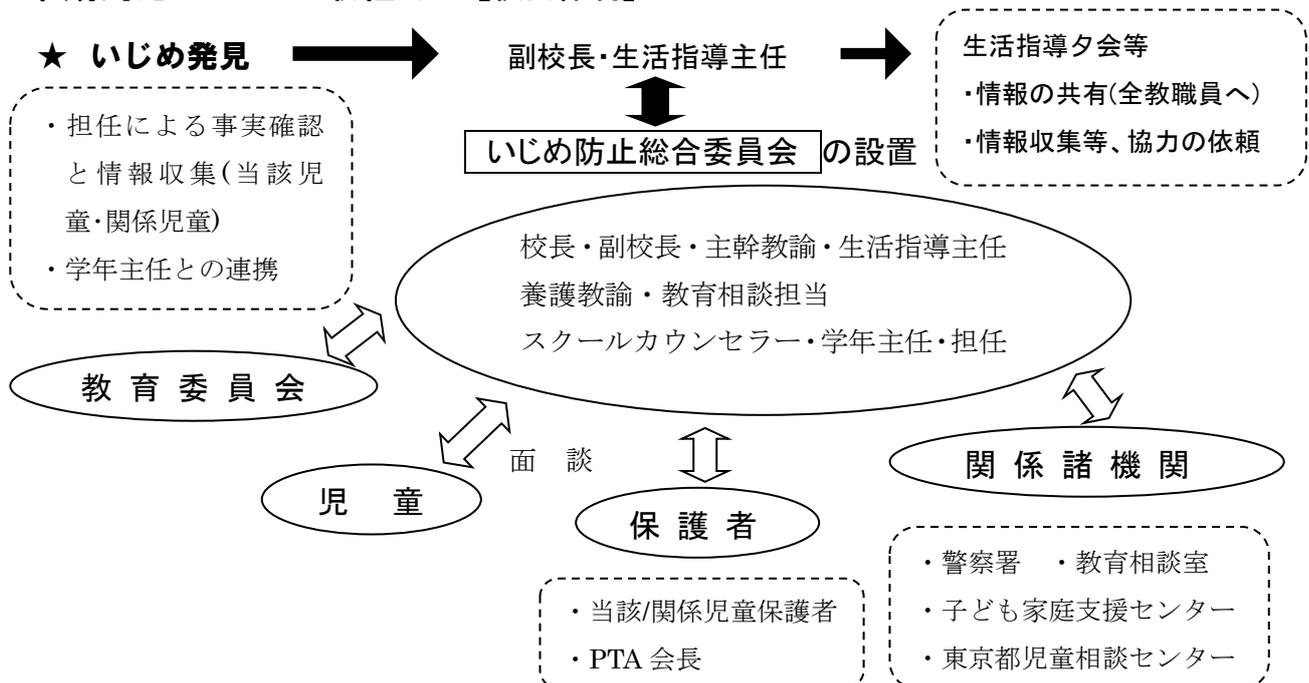
○学校での日常チェック

- ・学級で・・・学級での様子や保護者からの連絡、グループ活動での様子、授業、休み時間など
- ・保健室で・・・身体的な傷や健康状況、本人からの相談
- ・校内で・・・廊下、階段、校庭、登下校時の様子

○各家庭でのチェック 身体の異常、金品の持ち出し、食事の仕方、全体的な様子

○地域との連携 児童館や公園などでの遊び

5 早期対応のための取組み 【校内体制】



- ・いじめに関する教職員の研修の実施（事例研究・カウンセリング研修 等）

6 重大事態への対応

◎教育委員会との連携、調査

- ・いじめ防止総合委員会を中心とした校内対応について、時系列に報告。
- ・教育委員会との連携・協議のもと、迅速かつ丁寧な児童、保護者等へ対応。
(プレス対応、臨時保護者会、配布物、連絡、聞き取り等)

◎いじめを受けた児童やその保護者、その他の児童の心のケア

- ・校内の組織的な対応
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生かした対応

◎必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

7 学校評価

◎学校のいじめ防止等の取組みの評価と改善

- ・学校中間評価や年度末評価で取組みについて評価、改善。
- ・保護者評価

◎地域協働学校運営協議会やPTAとの連携

8 問題行動の内容に応じた基本対応

内容	対応
○児童間の些細な諍い	① 学級担任が事実関係を確認 ② 双方への指導、支援
○児童間での暴力や器物損壊を伴うトラブル ○児童間での精神的苦痛を伴うトラブル ○上記に合わせて、複数児童が関わるようなトラブル	① 学級担任及び学年主任が事実関係を確認 ② 管理職、生活指導主任、養護教諭への連絡、報告 ③ 管理職等からの助言を受けた上での双方への指導、支援 ④ 保護者への報告 ⑤ 経過観察
○同一の児童間でのトラブルが繰り返される場合	① 学級担任及び学年主任が事実関係を確認 ② 管理職、生活指導主任、養護教諭への連絡、報告 ③ いじめ対策委員会で対応の検討 ④ いじめ対策委員会での決定に沿った双方への指導、支援 ⑤ 保護者への報告 ⑥ 区教育委員会への報告 ⑦ 経過観察(最低3ヶ月間)
○上記の対策を行った上での改善が見られない場合	必要に応じ、以下の措置を行う ・保護者、児童、学校での面談 ・加害児童を取り出しての別室指導 ・犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは、所轄警察署との連携